【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月31日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

(HSBC Management (Guernsey) Limited)

ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ 【代表者の役職氏名】

(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、

セント・ピーター・ポート、

セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス (Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,

Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

弁護士 十枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

> 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽

弁護士 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

> 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外 HSBC ユニ・フォリオ

国投資信託受益証券に係るファンド

の名称】

(HSBC Uni-Folio)

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15060)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

【届出の対象とした募集(売出)外 国投資信託受益証券の金額】

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国 ドル(約403億4,000万円)を上限額とする。

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国 ドル(約403億4,000万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約543億 2,500万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成24年2月29日現在の株式会社三菱東京 UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=80.68円および1ユーロ=108.65円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月31日に提出した有価証券届出書(平成24年4月27日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

部分は訂正箇所を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

代表者の役職氏名 <u>オペレーション・ヘッド</u> <u>マーティン・ウィルソン</u>

(Martin Wilson)

(後略)

<訂正後>

(前略)

代表者の役職氏名 <u>ビジネス・マネジメント・ヘッド</u> ケイト・チャールズ

(Kate Charles)

(後略)

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、 HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド<u>、 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド</u> F(x) = F(x) + F(x

なお、 から_を総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されて<u>おり、HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドについては平成24年2月1日以降、HSBC エマージン</u>グ・アドバンテージ・ファンドについては平成24年4月27日以降、募集を停止している。

(注 2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ ・ファンドおよびHSBC レバレッジド・アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年 7 月31日付、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドは平成23年 6 月30日付で償還した。

<訂正後>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

- (注1) ユニ・フォリオは、 HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよび_HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の2本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。なお、 から_を総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されている。
- (注 2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年 7 月31日付、HSBC ヨー ロッパ・アドバンテージ・ファンドは平成23年 6 月30日付で償還した。HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド については、平成24年2月1日以降、日本における募集を停止した後、平成24年 4 月30日付で償還した。HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、平成24年 4 月27日以降、日本における募集を停止した後、平成24年 9 月30日付で償還した。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

(注) 上記の4本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

<訂正後>

(前略)

(注) 上記の2本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

<u>次へ</u>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
 - (1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ (以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、4本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている4本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ (以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、2本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている2本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

平成23年6月30日 HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還

<訂正後>

(前略)

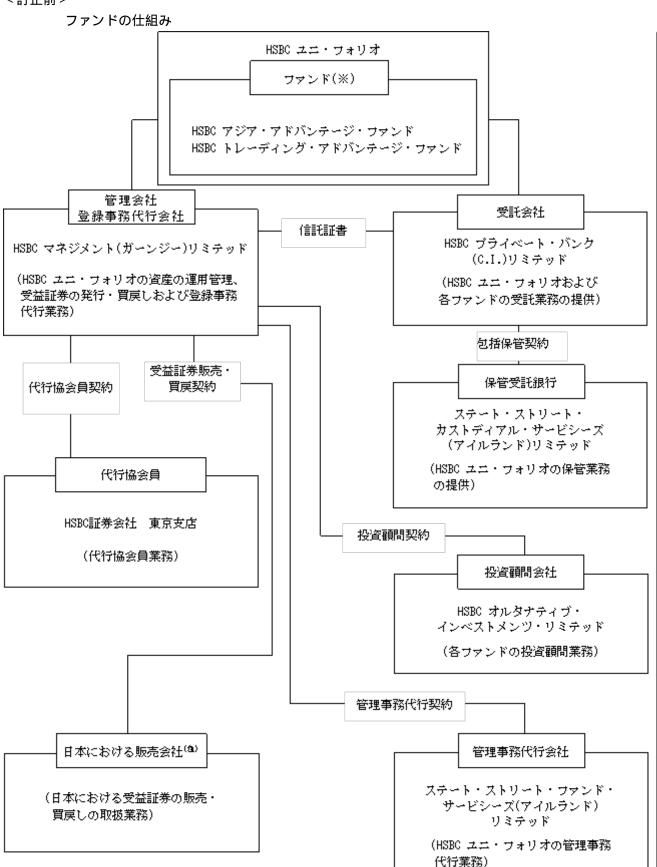
平成23年6月30日 HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還

<u>平成24年4月30日</u> <u>HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドの償還</u>

平成24年9月30日 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドの償還

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>



(注)前記「第一部 証券情報(8)申込取扱場所」を参照のこと。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

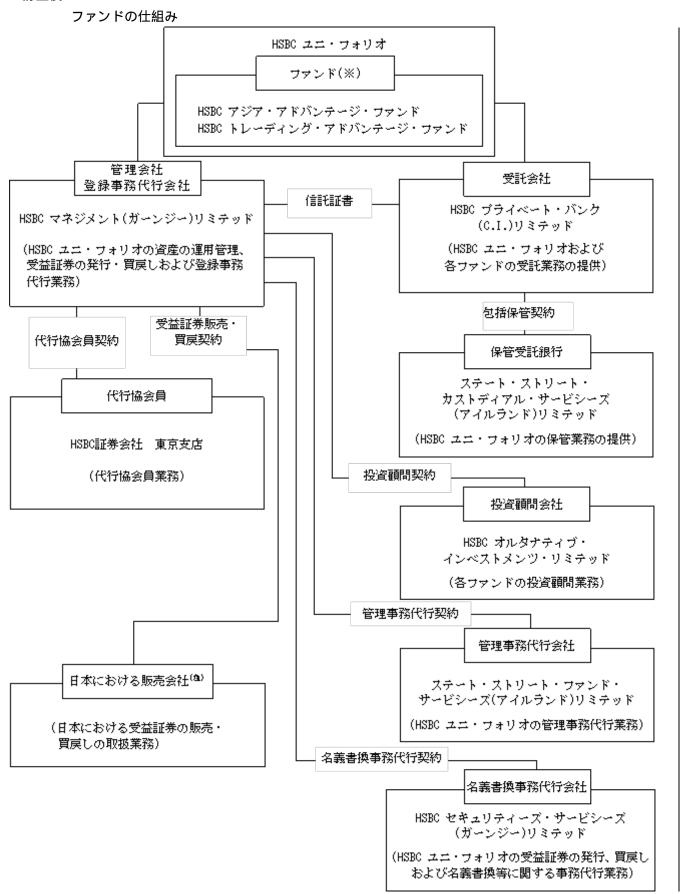
名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要				
(中略)						
ステート・ストリート・ファンド	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サー				
		ビシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で				
サービシーズ(アイルランド)リミ		平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)				
テッド		を締結(平成21年2月1日付の同契約にかか				
(State Street Fund Services		る更改契約に基づき、ステート・ストリート				
(Ireland)Limited)		・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミ				
		テッドが契約上の地位を承継。)。 ファンドの				
		管理事務代行業務について規定している。				
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員	平成18年4月12日付代行協会員契約(注4)を				
		管理会社との間で締結。代行協会員業務につ				
		いて規定している。				
(注 <u>5</u>)	日本における販売会社	受益証券販売・買戻契約(注 <u>6</u>)を管理会社と				
		の間で締結。ファンドの受益証券の販売・買				
		戻しの取扱業務について規定している。				

(中略)

- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産価格および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。
- (注<u>4</u>) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 「第一部 証券情報 (8)申込取扱場所」を参照のこと。
- (注<u>6</u>) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売すること<u>および</u>日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

(後略)

<訂正後>



(注)前記「第一部 証券情報(8)申込取扱場所」を参照のこと。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要				
(中略)						
ステート・ストリート・ファンド	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サー				
		ビシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で				
サービシーズ(アイルランド)リミ		平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)				
テッド		を締結(平成21年2月1日付の同契約にかか				
(State Street Fund Services		る更改契約に基づき、ステート・ストリート				
(Ireland)Limited)		・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミ				
		テッドが契約上の地位を承継。)。 ファンドの				
		管理事務代行業務について規定している。				
HSBC セキュリティーズ・サービ	<u>名義書換事務代行会社</u>	平成24年8月31日付名義書換事務代行契約				
<u>シーズ(ガーンジー)リミテッド</u>		(注4)を管理会社との間で締結。				
(HSBC Securities Services		ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名				
(Guernsey) Ltd.)		<u>義書換等に関する事務代行業務について規定</u>				
		<u>している。</u>				
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員	平成18年4月12日付代行協会員契約(注5)を				
		管理会社との間で締結。代行協会員業務につ				
		いて規定している。				
(注 <u>6</u>)	日本における販売会社	受益証券販売・買戻契約(注 <u>7</u>)を管理会社と				
		の間で締結。ファンドの受益証券の販売・買				
		戻しの取扱業務について規定している。				

(中略)

- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産価格および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。
- (注4) 名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。
- (注<u>5</u>) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」を参照のこと。
- (注<u>7</u>) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売すること<u>ならびに</u>日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

(後略)

(4) ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

ユニ・フォリオは、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)(以下「1987年法」という。)第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会(以下「委員会」という。)により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された1990年集団投資スキーム(クラスB)規則(以下「クラスB規則」という。)のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からユニ・フォリオに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「FNCC規則」という。)に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)および2010年4月16日に施行された2010年免許業者(資本適性度)規則(以下「資本適性度規則」という。)に基づく監督に服している。

<訂正後>

ユニ・フォリオは、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)(以下「1987年法」という。)第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会(以下「委員会」という。)により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された集団投資スキーム(クラスB)規則(以下「クラスB規則」という。)のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からユニ・フォリオに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「お定業者規則」という。)に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)に基づく監督に服している。)に基づく監督に服している。

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

投資プロセス

(中略)

前記「2 投資方針 (1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項に記載されるとおり、投資運用会社は、ファンド・マネジャーの定期的なデュー・デリジェンス調査を担当している。

投資顧問会社によるファンドの運用は、<u>ティム・ガスコイン氏</u>を始めとするオルタナティブ投資の専門家の グループにより行われる。

ティム・ガスコイン氏(公認金融アナリスト)は、投資顧問会社においてポートフォリオ管理につき責任を 有している。同氏は、HSBCグループのために一任運用ヘッジ・ファンドの欧州における調査を手配する。同氏は、 平成18年2月28日現在で20億米ドル超を有していたHSBCグループのファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資 決定を監視するオルタナティブ投資方針委員会のメンバーでもある。

ウィリアム・ベンジャミン(公認金融アナリスト)は、投資顧問会社において、ヨーロッパのリサーチを担当している。同氏は、平成13年に投資顧問会社に入社するまでは、アーガイル・インベストメント・マネジメントにおいて、ヘッジファンドのヨーロッパ・ファンド担当のポートフォリオ・マネジャーであった。アーガイルの前には、アメリカ合衆国ボストンにあるデヴィッド L.バブソンに、アメリカの小型株を中心とするエクイティ・アナリストとして勤めていた。同氏は、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジで経済学の優等学位を取得し、平成16年から公認金融アナリストの資格を有している。

(後略)

(前略)

投資プロセス

(中略)

前記「2 投資方針 (1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項に記載されるとおり、投資運用会社は、ファンド・マネジャーの定期的なデュー・デリジェンス調査を担当している。

投資顧問会社によるファンドの運用は、ファラズ・スルタンおよびウィリアム・ベンジャミンを始めとする オルタナティブ投資の専門家のグループにより行われる。

ファラズ・スルタンは、ポートフォリオ・マネジメント&アドバイザリー部門のグローバルヘッドである。同氏は、平成18年にHSBCプライベート・バンクのオルタナティブ・インベストメント・グループに加わった。後に、ヘッジファンド・アドバイザリーのヘッドとなった。平成24年には、投資一任ヘッジファンドのポートフォリオ運用の監督も担っている。同氏は、HSBC入社前には、アトラス・キャピタルにおいてアナリストとして勤め、その後ポートフォリオ・マネジャーの職に就いた。さらに、その以前には、シグナ・インベストメント・マネジメントで、ポートフォリオ・マネジャーとしてトレーニングを受けた。同氏は、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの経済学部を卒業している。

ウィリアム・ベンジャミン(公認金融アナリスト)は、投資顧問会社において、ヨーロッパのリサーチを担当している。同氏は、平成13年に投資顧問会社に入社するまでは、アーガイル・インベストメント・マネジメントにおいて、ヘッジファンドのヨーロッパ・ファンド担当のポートフォリオ・マネジャーであった。アーガイルの前には、アメリカ合衆国ボストンにあるデヴィッド L.バブソンに、アメリカの小型株を中心とするエクイティ・アナリストとして勤めていた。同氏は、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジで経済学の優等学位を取得し、平成16年から公認金融アナリストの資格を有している。

(後略)

3 投資リスク

(2)リスクに対する管理体制

<訂正前>

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユニ・フォリオの4サブ・ファンドの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、業務管理責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

<訂正後>

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユニ・フォリオの<u>各</u>サブ・ファンドの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、業務管理責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われる。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

<訂正後>

営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用およびFX ヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から支払われることに、特に留意すべきである。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

第2 管理及び運営

- 1 申込(販売)手続等
 - (1) 海外における販売手続等

<訂正前>

適格投資家

(中略)

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社の意見により適格投資家ではない者により保有されていることが判明した受益証券は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社は、米国人が株主となっているファンドによる受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

マネー・ロンダリング規制

管理会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に応じ適切な注意義務をもって適用される国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム資金供与防止規制(2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則を含むが、これに限られない。)および金融犯罪およびテロリスト資金供与防止に関するGFSCハンドブックに服する。かかる規制により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

管理会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元証明を要求することができる。例えば、個人は、正式に認証されたパスポート、身分証明書または運転免許証の写しを、住所、生年月日・出生地および詳細な連絡先の証明書類とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。法人が申込みを行う際は、全ての取締役および受益株主に関する同様の情報を、会社の設立証明書、基本定款および通常定款(または同等物)、最新の報告書および会計書類、署名権限者リストおよび適切な取締役会決議とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。申込人は個人でも法人でも、銀行紹介状の提出を要求されることがある。

上記の項目は単に例として挙げられたものである。管理会社は、申込人の身元確認のために必要な情報を要求 する権利を留保している。身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、管理会社は 申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるま で買戻代金の支払を拒否することができる。

「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社<u>および</u>受託会社は、ユニ・フォリオに提供する役務に関しかかる方針に従う。

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報ついては、後記「4資産管理等の概要(1)資産の評価」を参照。販売会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、<u>販売会社</u>は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)(ファンド概要に規定された通知期間に従う。)までに申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社がその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社によって必要通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、管理会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報を保有し処理できること、ならびに管理会社がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

- (a) 投資者に関する信用およびマネー・ロンダリングの確認のため個人情報を処理することを含む、ファンドへの投資により義務付けられまたはこれに関連する投資者個人情報(機微な個人情報を含む。)を処理すること
- (b) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要な場合、投資者と連絡を取ること。
- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社および/または投資顧問会社(ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。)と同じ グループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電 子通信の方法等で個人情報を移転すること
- (f) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

< 訂正後 >

適格投資家

(中略)

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社<u>または名義書換事務代行会社</u>の意見により適格投資家ではない者により保有されていることが判明した受益証券は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社<u>および名義書換事務代行会社</u>は、米国人が株主となっているファンドによる受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

マネー・ロンダリング規制

管理会社<u>および名義書換事務代行会社</u>は、受益証券申込みの受付および資金の受領に<u>際してデュー・デリジェンスを行うことを義務づける</u>国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム資金供与防止規制(2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則を含むが、これに限られない。)<u>ならびに</u>金融犯罪およびテロリスト資金供与防止に関するGFSCハンドブックに服する。かかる規制により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元証明を要求する。<u>したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とと</u>もに提出しなければならない。

身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、<u>名義書換事務代行会社</u>は申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるまで買戻代金の支払を拒否することができる。

「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社、受託会社<u>および名義書換事務</u> 代行会社はそれぞれ、ユニ・フォリオに提供する役務に関しかかる方針に従う。

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報ついては、後記「4資産管理等の概要 (1)資産の評価」を参照。名義書換事務代行会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、<u>名義書換事務代行会社</u>は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)(ファンド概要に規定された通知期間に従う。)までに申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社がその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後5時(ガーン ジー時間)までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。

<u>上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日</u>に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社<u>および名義書換事務代行会社</u>が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報を保有し処理できること、ならびに管理会社<u>および名義書換事務代行会社</u>がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

- (a) 投資者に関する信用およびマネー・ロンダリングの確認のため個人情報を処理することを含む、ファンドへの投資により義務付けられまたはこれに関連する投資者個人情報(機微な個人情報を含む。)を処理すること
- (b) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要な場合、投資者と連絡を取ること。
- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社<u>または名義書換事務代行会社</u>が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社、名義書換事務代行会社および/または投資顧問会社(ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。)と同じグループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電子通信の方法等で個人情報を移転すること
- (f) 管理会社または名義書換事務代行会社のそれぞれの内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

取引日における受益証券の買戻請求は、<u>(ファンド概要に規定されている通知期間に基づき)当該取引日の午</u>後5時(ガーンジー時間)までに販売会社が受領していなければならない。

いかなる買戻請求の価値も、管理会社がその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンド・セクションに記載されている各ファンドの最低取引単位を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低投資単位を下回ることになるような、保有受益証券の一部の買戻請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

買戻請求は<u>販売会社</u>へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買戻代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求することができる。

管理会社、販売会社および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が

EDINET提出書類 HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15060) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

被った損失について責任を免除される。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する管理会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの管理会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領するべきとする。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不充分である。管理会社が買戻代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、管理会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代金を支払うこととし、当該受益者のリスク負担で名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

(中略)

強制買戻し

後記「4資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、受益証券は管理会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社は、当該買戻しがユニ・フォリオ、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社がその絶対的裁量により判断した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

<訂正後>

取引日における受益証券の買戻請求は、ファンド概要に規定されている通知期間に基づき<u>名義書換事務代行</u> 会社が受領していなければならない。

いかなる買戻請求の価値も、管理会社がその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンド・セクションに記載されている各ファンドの最低取引単位を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低投資単位を下回ることになるような、保有受益証券の一部の買戻請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

買戻請求は<u>名義書換事務代行会社</u>へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買 戻代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求すること ができる。

管理会社、販売会社<u>、名義書換事務代行会社</u>および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが 判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。名義書換事務代行会社が買戻代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、名義書換事務代行会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代金の支払を行えるよう手配し、当該受益者のリスク負担で名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

(中略)

強制買戻し

後記「4資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、受益証券は名義書換事務代行会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社<u>または名義書換事務代行会社</u>が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社<u>または受託会社のために行為する名義書換事務代行会社</u>は、当該買戻しがユニ・フォリオ、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社がその絶対的裁量により判断<u>し、その判断を名義書換事務代行会社に通知</u>した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

3 転換

(1) 海外における転換手続等

<訂正前>

あるファンドまたはクラス証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のファンドまたはクラス証券(「新ファンド」)の受益証券に転換するよう<u>管理会社</u>に請求することができる。かかる請求は、(新ファンドのファンド概要に規定されている発行のための通知期間に基づき)当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間<u>午後5</u>時までに<u>管理会社</u>が受領していなければならない。受益証券の保有者は、かかるクラス証券が同一ファンド内のものである場合、異なる通貨のクラス証券への転換のみ請求できる。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、<u>管理会社</u>は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。<u>管理会社</u>がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社または受託会社が要求する追加情報を管理会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新ファン

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

ドの基準通貨以外の通貨である場合、管理会社は、新ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、管理会社は、次に、得られた金額を、新ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

<訂正後>

あるファンドまたはクラス証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のファンドまたはクラス証券(「新ファンド」)の受益証券に転換するよう<u>名義書換事務代行会社</u>に請求することができる。かかる請求は、(新ファンドのファンド概要に規定されている発行のための通知期間に基づき)当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間<u>午前10</u>時までに<u>名義書換事務代行会社</u>が受領していなければならない。受益証券の保有者は、かかるクラス証券が同一ファンド内のものである場合、異なる通貨のクラス証券への転換のみ請求できる。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、<u>名義書換事務代行会社</u>は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。<u>名義書換事務代行会社</u>がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社、<u>名義書換事務代行会社</u>または受託会社が要求する追加情報を名義書換事務代行会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、 転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新ファンドの基準通貨以外の通貨である場合、<u>名義書換事務代行会社</u>は、新ファンドの受益証券申込みについて前述した ものと同様な条件で当該通貨を必要<u>とされる</u>通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、<u>名義書換事務代行会社</u>は、次に、得られた金額を、新ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。 上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

4 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

関係法人との契約の更改等に関する手続

(前略)

包括保管契約

包括保管契約は、保管受託会社および管理会社の間の書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に総保管受託銀行により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。 同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(後略)

<訂正後>

関係法人との契約の更改等に関する手続

(前略)

包括保管契約

包括保管契約は、保管受託会社および管理会社の間の書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15060)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に総保管受託銀行により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、修正または補足が必要となる場合には、随時、名義書換事務代行会社および管理会社の間の書面による合意により行われる。

同契約は、業務開始日から2暦月目の応答日以前には、一方の当事者が他方当事者に終了の旨を2か月前に通知した場合、またそれ以降には、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。 (後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

<訂正前>

(1)受益証券の名義書換

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。 取扱機関 <u>HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド</u>

(中略)

(3)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社および受託会社の容認する書式による譲渡の様式を完成させて事前の管理会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。受益証券は、管理会社および受託会社の容認する書式を完成させることによってのみ譲渡される。譲受人が既存の所有者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、管理会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を管理会社に提供する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

<訂正後>

(1)受益証券の名義書換

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。
 取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド (中略)

(3)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

名義書換事務代行会社の容認する書式による譲渡の様式を完成させて事前の管理会社または名義書換事務代行会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。譲受人が既存の受益者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、必要に応じて、身元証明書類とともに名義書換事務代行会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を名義書換事務代行会社に提供することを要する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

<u>次へ</u>

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

(3) 役員および従業員の状況

(平成24年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	<u>会長</u> 非常勤取締役	弁護士 ムーラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	<u>0</u>
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、 主席インベンストメント・オフィサー	0
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事務所、退任パートナー	0

管理会社の従業員は10名である。

<訂正後>

(3) 役員および従業員の状況

(平成24年8月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ステファン・トレヴァー (Stephen Trevor)	非常勤取締役	ガーンジー・ファイナンシャル・サービシー ズ・コミッション信託業務部門の前取締役	<u>0</u>
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、主 席インベンストメント・オフィサー	0
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0
ケイト・チャールズ (Kate Charles)	<u>常勤取締役</u> <u>ビジネス・</u> マネジメント・ <u>ヘッド</u>	HSBCの前シニア・リーガル・カウンセル	<u>0</u>

管理会社の従業員は10名である。

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド) リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー) リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

(後略)

次へ

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、1,078,543米ドル(約8,427万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

(5) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(中略)

(6) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

(中略)

(7) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、1,078,543米ドル(約8,427万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

(5) HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (ガーンジー) リミテッド (「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)

資本金の額

<u>平成24年8月末日現在、8,685千スターリング・ポンド(約10億7,798万円)</u>

(注)スターリング・ポンド (以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、平成24年8月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=124.12円)による。

事業の内容

名義書換事務代行会社は、オルタナティブ投資戦略を追求する様々な集団投資スキームに対して、ファンドの会計業務、評価業務、名義書換事務代行業務およびカンパニーセクレタリアル業務を提供するファンド管理事務業務会社として、ガーンジーで設立され、運営しており、現在の管理事務業務対象資産は、総額約110億米ドルである。同社は、HSBCグループの全額出資子会社であり、ガーンジー金融サービス委員会より免許を付与され、同委員会の規制を受けている。

(6) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(中略)

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15060)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(7) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

(中略)

(8) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

- (<u>5</u>) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」) 日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (6) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」) 日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (<u>7</u>) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」) (後略)

<訂正後>

(前略)

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(5) HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

- (6) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」) 日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (<u>7</u>) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」) 日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (<u>8</u>) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」) (後略)

<u>次へ</u>

別紙C

定義

<訂正前>

(前略)

「空売り」 より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目的

とする借入資産の売却をいう。

「信託証書」 「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBC ユニ・フォリオ」)の

名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための平成11年7月

23日付信託証書をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「空売り」 より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目的

とする借入資産の売却をいう。

<u>「名義書換事務代行会社」</u> HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッドをい

う。

「信託証書」 「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBC ユニ・フォリオ」)の

名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための平成11年7月

23日付信託証書をいう。

(後略)